

2025 年度 緊急枠

令和6年能登半島地震の被災地への 住民帰還対策緊急プロジェクト

実行団体公募要領①

応募締切: 2025年12月8日(月)17時必着

一般社団法人 居住支援全国ネットワーク

※本公募要領①では本事業に特化した独自の内容を掲載しています。 休眠預金制度の助成全般に係るルールや注意事項等は、「実行団体公 募要領②」をご参照ください。

1 本事業の目的

本事業では、令和6年能登半島地震及び能登半島豪雨の被災地において、仮設住宅等を退去する被災者らが住み慣れた故郷に戻れる選択肢を示すことで、住民の帰還を促し、被災地の復興を支援します。そのために、以下の3つのアプローチで、実行団体が行う事業を支援します。

<対象事業>

- ①故郷に住み続けたい被災者への居住支援相談
- ②福祉サービスの再建及び担い手の確保と緊急雇用促進
- ③被災地における新たな住まいのあり方の提案

本事業の全体像と目指す姿

事業実施の タイミング 仮設住宅に一時避難した被災者が 2026年1月以降に順次退去期限を迎え、 故郷に帰るか否かの選択を迫られる。



被災地の課題

- ・被災者の多くが自宅再建の目途がたっていない
- ・故郷に戻っても十分な福祉サービスが受けられない・被災者に求められる住まいのあり方が変化している

これらの課題に対して以下3つのアプローチで、仮設住宅を出る被災者等に故郷に帰れる選択肢を示す。 事業実施者 (アウトプット) (実行団体) (アウトカム) ・仮設住宅を退去した (A)福祉サービスを再 仮設住宅を退去する被災者等が、 後の住まいに不安を抱 <アプローチ①> 建する事業者 or 路頭に迷うことなく、故郷で住 み続けるという選択肢が提供さ える被災者 故郷に住み続けたい被 (B)住まいのあり方の 故郷に住み続けたい 災者への居住支援相談 提案をする事業者 れている状態 被災者(対象者:4団体 で約200~400人) ・被災地で失われた福祉サービ ・福祉サービスを利用 (A)福祉サービスを再 <アプローチ②> する被災住民(3施設 スが復活し、高齢者や子育て世 建する事業者 福祉サービスの再建・担い手 帯に利用されている状態 で60人) の確保・緊急雇用促進 (介護・障害・保育 ・福祉の担い手が住まいに困る ・新規雇用される担い 等を行う事業者) ことなく雇用されている状態 手(3施設で12人) ・被災地で求められる住まいの П ・モデル住宅の完成 (B)住まいのあり方の <アプローチ③> あり方が、モデル住宅となって 提案をする事業者 (1住宅) П 被災地における新たな住 地域に提案されている状態 (建築・設計・不動 ・モデル住宅に入居す まいのあり方の提案 ・単独で自宅の再建が難しい世 П 産関係事業者) る世帯 (1住宅で6人) 帯が安心して暮らしている状態 П

<本事業を実施する背景>

能登半島地震の被災地は今、復興が進むか、過疎化が急激に進むかの岐路にあります。

それは仮設住宅に一時避難している被災者が順次退去期限を迎え、故郷に帰るか、別な場所で暮らすかの選択を迫られるからです。そのような状況の中で、多くの被災者が自宅再建の目途がつかず、故郷に戻りたくても住める家がない、福祉サービスが十分に受けられないという理由で、希望はあっても現実的に故郷に帰れない状況に陥っています。

特に 2 次避難先として金沢市などに広域避難した被災者においては、被災地における民間賃貸住宅が市場にほとんど流通していないため、故郷での住まいの確保が難しく、帰還できない状況にあります。また、災害公営住宅に入るとしても、高齢者や子育て世帯の生活に不可欠である福祉サービスが充実していないため、「地元に戻りたい」と思っても帰ることができない状況も顕在化しています。

福祉サービス事業者にとっても再開の意欲はあっても、施設の損傷が大きく、利用者の確保

(住民の帰還)が見込まれない中で、多額の改修費を投資できず、再建を断念しているのが現状です。また、働き手が既に被災地を離れているため人材の確保が難しく、仮に働く意欲のある方がいても、その方の住居が確保できないという二重の課題に直面しています。仮設住宅の目的外使用も認められていないため、福祉サービス従事者や移住希望者の住まいを確保するのも極めて困難な状態にあります。

一方で、被災地で求められる住まいのあり方も変わっています。震災前は能登特有の大きな家で高齢者が夫婦や単身で暮らすのが日常的でした。震災後、壊れた家を直し、再びこの大きな家で高齢者が暮らしていくには、費用面でも身体面でも現実的な選択ではありません。だからといって安易に壊すのではなく、大きな古民家の特性を活かして、様々な困難を抱える複数の世帯が小さなコミュニティを形成しながら暮らしていけるような、新しい住まいのあり方も模索する必要があります。しかし、持ち家文化が根強い能登の被災地においては、これらの急激な変化を求めることは難しく、まずはモデル的な住宅をつくって提案をすることで、地域に新しい住まいのあり方を示す機会が求められています。

また、今回の能登の被災地では、民間賃貸住宅が極端に少ない一方で、直せば使える被災家屋 や遊休施設は多くあります。被災地で行われている住まいに関する相談会では、相談者の多くが 「自宅を壊さずに活用したい」と希望していることが分かっています。こういった方々の気持ち に応え、被災家屋や遊休施設が地域の資源として利活用され、住民の帰還のみならず、復興を見 据えた地域再生の起爆剤となることを期待しています。

本事業では、こうした背景を踏まえ、住み慣れた故郷に帰りたい被災者の気持ちに寄り添いながら、住民の帰還を促す相談支援を行うと同時に、空き家や遊休施設を地域の資源として活用し、福祉サービスの再建やその人材の確保、ひいては被災地の復興に資する取り組みを行います。

2 助成対象地域と対象団体

令和6年能登半島地震及び能登半島豪雨の被災者に対して、住まいに関する相談支援を行った上で、被災6市町(輪島市、珠洲市、能登町、七尾市、志賀町、穴水町)で、以下(A)(B)の事業を行う団体を助成対象とします。

※団体の所在地は問いませんが、被災6市町で対象事業を行うことを条件とします。

- (A) 福祉サービスの再建または新規開所を行う事業者(以下「福祉サービス事業者」という)
- (B) 新たな住まいのあり方の提案を行う事業者(以下「住まいの提案事業者」という)

3 助成対象事業および要件、助成上限額など

上記2の(A)と(B)の団体で、それぞれ対象となる事業や要件等が異なります。

- ▶ (A) の団体は、別紙 A をご参照ください。
- ▶(B)の団体は、別紙 B をご参照ください。

4 公募スケジュール

·公募期間 : 2025 年 10 月 6 日 (月) ~ 2025 年 12 月 8 日 (月) 17:00

·公募説明会 : 2025 年 10 月 27 日 (月) 15:00~17:00 (※)

·1次審査(書類審査):2025年12月中旬~2026年1月中旬

・2 次審査(面談審査):2026年1月下旬頃(予定)

·審査結果通知:2026年2月上旬頃(予定)

※オンラインによる公募説明会の詳細と申込み方法は、以下の公募ページに記載します。

https://kyojushien.net/kyumin/2025k

5 審查方法等

【審查方法】

- ・第三者の専門家による審査会を設置し、第1次審査として書面による審査を行います。 (個別にヒアリングを行う場合や、追加で資料の提出をお願いする場合もあります。)
- ・第2次審査としてオンラインでの面談審査を2026年1月下旬頃に行う予定です。 (実施日程は面談対象団体に個別に案内しますが、審査の状況によっては、第1次審査で採択団体が決定する場合があります。)
- ・採択結果は申請団体へ個別に通知し、その後資金分配団体のウェブサイトで公開します。

【審査基準】

- 1 実行団体としての適格性
 - ・申請事業に関する活動の実績等があるか
 - ・助成申請額に見合った事業実績や決算規模があるか
 - ・信頼できる組織か(地域における信頼と実績、情報公開、ガバナンス等を含む)
- 2 事業目的との合致性
 - ・本事業の目的に合致した計画になっているか
 - ・「災害ケースマネジメント」の手法が導入された事業であるか
 - ・自治体の施策や地域のニーズに見合った事業であるか
 - ・行政等と連携した実施体制が構築されているか
- 3 計画の妥当性・実現可能性・継続性・公共性
 - ・事業計画や資金計画の内容に妥当性があり、実現可能であるか (事業の目的、方法、実施体制、スケジュール、予算、対象経費、目標設定等)
 - ・助成終了後も事業を継続するための出口戦略をもっているか (利用者・入居者・担い手の確保、助成終了後の収支計画、事業継続体制など)
 - ・自社の利益だけでなく、地域や他者の利益に資する公共性があるか
 - ・住民や関係人口の増加、地域の復興に資するアイデアや創造性があるか

【審査における重点評価ポイント】

申請事業の審査にあたっては、以下の点を重点評価します。

- ▶事業実施地域のニーズに見合った事業であること。
- ▶事業実施地域の自治体と連携した実施体制があること。
- ▶事業実施地域において信頼と実績のある地域密着型の事業者であること。
- ▶申請事業者の利益だけでなく、地域全体へのプラス効果や業界全体のサービス向上など、 他者の利益にも資する事業であること。
- ▶利用者(入居者)と担い手の確保が十分見込まれ、助成終了後の事業の収支運営が安定し、 事業の継続が期待できること。

6 申請手続き

【提出書類】

提出期限までに全ての申請書類が提出されたものを申請受理します。必要書類が揃っていない場合は、審査の対象になりませんのでご注意ください。

申請書類のデータは、以下の公募サイトに掲載していますのでご確認ください。

(公募サイト URL: https://kyojushien.net/kyumin/2025k)

<指定書式>

- ·(様式1)助成申請書(PDF) ※押印必要
- ·(様式 2-1) 事業計画書(Excel)
- ・(様式 2-2) 事業計画説明書 (Word)
- ・(様式3)資金計画書等(Excel)
- ・(様式 4) コンソーシアムに関する誓約書(PDF) ※コンソーシアム申請の場合のみ
- ·(様式 5) 団体情報 (Excel)
- ・(様式 6) 役員名簿 (Excel)
- ・(様式 7) ガバナンス・コンプライアンス体制現況確認書(Excel)
- ・(様式 8) 事業終了後の収支計画書(Excel・独自様式)

<団体情報書類>

- ・定款 (PDF)
- ・貸借対照表 (PDF)
- ・損益計算書(活動計算書、正味財産増減計算書、収支計算書等) (PDF) ※決算書類は直近3年分

<任意提出書類>

- ・自治体等からの推薦書(任意様式)
- ・事業報告書(直近3年分) (PDF)

- ・団体の活動や実績が分かる資料(パンフレット、ニュースレターなど)
- ・申請事業に関する補足資料、説明図、ロジックモデルなど

【施設整備に関する書類】

- ●改修(新築)に関わる基本設計図
 - ・付近見取図、配置図、周辺関係図等(縮尺は任意) ※外構、接道状況や隣接の建築物等の状況がわかるもので任意様式
 - ・平面図・立面図・面積表など(縮尺は任意) ※面積表は建物全体と各室の両方
- ●基本設計及び現況の説明(※以下の規定様式をお使いください)
 - ・(様式 9) 基本設計及び現況説明書(Word・独自様式)
- ●パース・完成予想図など
 - ※現状で予想されるスケッチ程度で構いません。
- ●改修に関わる見積書(費目別に算定したもの) ※基本設計に基づく概算で構いませんが、資金計画書との整合をお願いします。
- ●対象施設の現況図面
 - ・配置図・平面図・立面図など(縮尺は任意) ※現状あるデータで結構です。
- ●対象施設の現況写真
 - ・外観・内観(外壁、屋根、基礎・土台がわかるもの)

【提出先】

- ・所定の申請書を作成の上、全ての書類を電子メールで提出してください。 ※添付データのサイズが大きい場合は、クラウド等でファイル共有いただいて構いません。
- ・押印が必要な書類は PDF データを作成し、電子メール添付にてご提出ください。 原本は後日提出いただきますので、採否の通知まで大事に保管してください。
- ・郵送でのご応募は受け付けませんので、予めご了承ください
- ・申請締切は12月8日(月)17:00までのメール受信(タイムスタンプ)になります。
 - ▶提出先メールアドレス: <u>admin_kyumin25k@kyojushien.net</u> (代表メールアドレス) 件名は「休眠 2025 緊急枠応募 ○○○○○ (団体名) | としてください。

【採択された場合に特にご注意いただきたい点(※応募前に必ずご確認ください)】

- ①実行団体が事前に相談なく計画を変更し、勝手に事業を進めた場合は、理由を問わずその経費は助成対象外とします。資金計画に記載のない経費を相談なく支出した場合も、助成対象外となります。
- ※特に建物の購入や新築・改修については、申請が採択されたからといって、実施が約束されるものではありません。資金提供契約後にその妥当性等を判断し、所定の手続きや調整を経て、条件や上限額を定めて承認されるものですので、特にご注意をお願いします。

- ②実行団体と資金分配団体はお互いに敬意をもって、信頼関係を高めるように最大限努めることを求めます。実行団体は団体内及び連携団体等にもしっかりと休眠預金のルール順守の徹底をはかり、業務が円滑に進むよう務めてください。
- ③実行団体が助成事業を進めるにあたっては、資金分配団体に対してきめ細やかな連絡と相談 を必須要件とします。実行団体は資金分配団体からの事務連絡や依頼事項に誠意をもって応 え、速やかにご対応くださるようお願いします。
- ④実行団体の事業費の精算報告は毎月行っていただきます。資金提供契約後に別途定める日 (遅くても支出月の翌月末)までに必ず積算の手引きで定められた報告を行ってください。
- ⑤上記①~③に誠実に対応いただけない場合、または④の月次精算が期限までに履行されない ことが3回続いた場合は、資金提供契約(ひな型)第20条第1項第4号に該当すると判断 し、実行団体としての選定取消し又は本事業を停止し、助成金の返還を求めます。
- ※1回目は口頭注意、2回目は文書による勧告、3回目は選定取消し又は本事業の停止、となります。特別な事情がある場合は、必ず資金分配団体に事前にご相談ください。

【その他留意点】

- ・申請書の提出をもって、「公募要領①及び②」、「積算の手引き」、「精算の手引き」、 「資金提供契約書(ひな形)」の記載内容に合意されたものとみなします。
- ・任意提出資料は自由書式となりますが、審査員の理解を深める資料になりますので、できるだけ提出することをお勧めします。
- ・審査の結果、申請額からの減額や申請事業内容の修正を要請する場合があります。
- ・提出書類・資料等に虚偽の記載があった場合には、事業の中止や助成金の返還を求めます。
- ・申請に要する費用、採択後の資金提供契約締結までに要する費用については、助成対象と なりませんので、申請団体の負担となります。
- ・休眠預金からの助成金が課税対象となるかは、所管税務署や顧問税理士等にご確認ください。課税の有無や課税負担について、資金分配団体は一切の責任を持ちません。
- ・ご提出いただいた書類は返却しません。不採択の団体からの書類は、資金分配団体の文書 管理規程に基づき、一定期間保管した後に廃棄します。
- ・助成期間中は毎月、対面もしくはオンラインでの定期ミーティングを行います。
- ・ご不明な点は各種手引きを参照いただくか、下記連絡先までお問合せください。

7 問い合わせ先

本件に関する相談やお問い合わせは、原則電子メールでお願いします。

一般社団法人居住支援全国ネットワーク 休眠預金活用事業 2025 緊急枠担当(高崎)

〒700-0806 岡山県岡山市北区広瀬町 2-11 おかやま入居支援センター内

E-mail: admin_kyumin25k@kyojushien.net (代表メールアドレス)

電話 080-3491-7659 (受付時間 9:30~18:00、土日祝除く)

公募サイト URL:https://kyojushien.net/kyumin/2025k

以上